

08 文部科学省 構造改革特区第24次 再検討要請

| | | | | |
|---------------|---|----------|---------|--|
| 管理コード | 080010 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 国連 NGO 加盟の NPO 法人の特例的な審査基準の緩和 | 都道府県 | 奈良県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1003010 | |
| 提案主体名 | 特定非営利活動法人国際キャリア支援協会及び特定非営利活動法人世界自然医学会組織日本学術会議 | | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 |
| 該当法令等 | 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」(平成19年文部科学省告示第41号) |
| 制度の現状 | 学校法人の設立を申請するものは、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」に基づく認可を受ける必要があります。 |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」(平成19年文部科学省告示第41号)の緩和 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | 10年前に、構造改革特区において校地・校舎の自己所有要件が撤廃され、NPO 法人についても学校法人の設立要件が緩和されたが、国連NGO加盟の NPO 法人については、学校法人への組織変更をより緩和すべきだ。(主に財政面、役員要件面) |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | Ⅲ |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>法律に定める学校は公の性質を有するものであり、その設置と運営は極めて公共性の高いものであるとともに、学生等の就学の機会を確保するため、継続性・安定性が不可欠です。その学校を設置することを目的とする主体として学校法人が認められています。</p> <p>したがって、既設の学校がない場合は、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(平成15年文部科学省告示第45号)に基づき、大学を設置するための審査を受け、学校教育法第4条第1項の認可を受ける必要があります。同時に、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」(平成19年文部科学省告示第41号)に基づき、学校法人を設立するために必要な要件を備えているか等について審査がされ、私立学校法第31条の認可を受ける必要があります。</p> | | | | |

○再検討要請

| | |
|-------|--|
| 再検討要請 | |
|-------|--|

提案主体からの意見

08 文部科学省 構造改革特区第24次 再検討要請

| | | | | |
|---------------|---------------------------------------|----------|---------|--|
| 管理コード | 080020 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 認定こども園における3歳未満児に対する公立給食センターからの給食の外部搬入 | 都道府県 | 愛知県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1014010 | |
| 提案主体名 | 田原市 | | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 厚生労働省 |
| 該当法令等 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準第4の7 |
| 制度の現状 | <p>幼保連携型・幼稚園型・地方裁量型の認定こども園は、一定の要件を満たす場合に限り、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を外部搬入により行うことができる。</p> <p>なお、3歳未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた市町村の公立保育所のみ行うことが可能である。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | 田原市が設置する給食センターから、認定こども園への給食の外部搬入を可能とすること。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>田原市では、市内40施設(小中学校27校、保育所21ヶ所の内13ヶ所)の子どもたちに、安全・安心で温かく、美味しく栄養バランスの良い食事を提供するため、田原市給食センターからの外部搬入により給食を提供しており、平成26年4月以降は、新たにPFI方式で設置する給食センターから市内50施設への給食の提供を開始することを予定している。</p> <p>新たな給食センターからの外部搬入においては、「献立」と「食材調達」は今までどおり市が行うとともに、運営開始後は、モニタリング(事業監視)を行うことで常に安全・安心でおいしい給食を提供し、独立したアレルギー対応食調理室を整備するなど、きめ細やかな個別対応や配慮を行うこととしている。</p> <p>今後、市内私立幼稚園が認定こども園化を想定しているところ、現行では認められていない認定こども園への給食の外部搬入の実施について認めていただきたい。</p> <p>提案理由： 田原市給食センターからの外部搬入による給食の提供は、きめ細やかな個別対応や配慮が可能であり、認定こども園についても、公立保育園同様に、田原市給食センターからの外部搬入による給食の提供を容認しても差し支えないものとする。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| | | | | |
|----------|-------|---|-------|---|
| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | Ⅲ |
|----------|-------|---|-------|---|

公立保育所と同様に、特区の認定を受けた公立の幼保連携型・保育所型の認定こども園については、3歳未満児に対する給食の外部搬入が認められているところである。また、幼保連携型認定こども園については、現在、内閣府に設置された子ども・子育て会議において、調理室の設置や食事の提供方法も含めた認可基準について議論されているところである。

平成 24 年度に行われた構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査によれば弊害の除去に引き続き課題が認められることから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」こととされた。したがって、現時点でご指摘の3歳未満児の幼稚園型・地方裁量型認定こども園、私立の幼保連携型・保育所型認定こども園、私立保育所での給食の外部搬入方式を実施することは適切ではなく、今後の評価の結論を待たれたい。

○再検討要請

| | |
|-----------|--|
| 再検討要請 | |
| 提案主体からの意見 | |

08 文部科学省 構造改革特区第24次 再検討要請

| | | | |
|---------------|-----------------------|----------|---------|
| 管理コード | 080030 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 職業能力開発短期大学校からの大学への編入学 | 都道府県 | 長野県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1016080 |
| 提案主体名 | 長野県 | | |

| | |
|---------------------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 |
| 該当法令等 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第7項、第122条、第132条等 |
| 制度の現状 | |
| 平成25年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討 | |

| |
|---|
| 求める措置の具体的内容 |
| <p>学校教育法第124条に規定される「他の法律に特別の規定があるもの」の特例として、職業能力開発短期大学校から大学への編入を可能にする。</p> |
| <p>具体的な事業の実施内容・提案理由</p> <p>高度な知識・技術の修得を目指す意欲のある学生の進路選択の幅を広げ、高度な技術者の養成を促進する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業者を対象に認められているが、職業能力開発促進法に基づき設置されている職業能力開発短期大学校(本県は長野県工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。</p> <p>本県における同様な施設としては、農業大学校及び林業大学校があるが、これらは「他の法律に特別の規定があるもの」とはされておらず、専修学校として大学への編入学が認められているところ。</p> <p>平成15年度の「構造改革特区の提案(第4次)」における本県等からの提案を受け、平成25年1月18日の中央教育審議会において、職業能力開発短期大学校を単位認定の対象とすべき旨の結論が出され、実施方法について関係省庁で検討中とのことであるが、専修学校の編入学が認められた際の時間的経過を見ると、単位認定の対象となって7年程度かかっている。</p> <p>当初の特区申請から既に10年が経過していることから、1日も早い編入学の実現が望まれる。</p> <p>【代替措置】</p> <p>職業能力開発短期大学校の職業訓練が、大学における学習と同等以上である制度上の保証がないことが懸念材料とされているが、長野県工科短期大学校では、年間18時間を1単位とする単位制により、2年間で2,800時間超の授業時間を確保。博士9名、修士6名を含む、4科合計23名の教授等による少人数制授業の実施など、充実した内容となっている。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | F | 措置の内容 | I |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することは、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において了承されたところであり、平成25年度中には告示改正を行う予定。</p> <p>大学への編入学については、この職業能力開発短期大学校の単位認定の状況を踏まえる必要があると考えており、中央教育審議会等において検討を行いたい。</p> <p>なお、職業能力開発短期大学校修了者の大学への編入学については、職業訓練制度と学校教育制度との間の根幹に関わる問題であることから、整理が必要であり、関係省庁とも連携してまいりたい。</p> | | | | |

○再検討要請

| |
|--|
| 再検討要請 |
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再検討よろしく願いいたします。 |
| 提案主体からの意見 |
| <p>企業が産業競争力を維持・発展させていくため、高度な技術・技能を持つ人材の育成は重要な要素である。</p> <p>日々急激に変化している社会経済情勢の中で、より高度な人材を求める企業のニーズを満たすため、1日も早い実現が望まれる。</p> <p>今後の具体的なスケジュール、方向性についてご教示いただき、速やかな検討をお願いしたい。</p> |

08 文部科学省 構造改革特区第24次 再検討要請

| | | | | |
|---------------|--------------------------|----------|---------|--|
| 管理コード | 080040 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 保育所型認定こども園の有期認定 規定の廃止 | 都道府県 | 兵庫県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1032010 | |
| 提案主体名 | 兵庫県 | | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 厚生労働省 内閣府 |
| 該当法令等 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律第5条 |
| 制度の現状 | 保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を 定める。 |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 認定こども園の4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)のうち、保育所 型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保 育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | 現在、認定こども園の4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)のうち、 保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされていることは、制度全 体として整合性が図れていない。 加えて、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保 連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こも 園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。 H25.4.1 現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には 待機児童がいないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育 需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | I |
|---|-------|---|-------|---|
| 保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育 に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市 町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定について は、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内 の有効期間が定められている。 | | | | |

○再検討要請

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再検討よろしく願いいたします。

提案主体からの意見

- ・保育所型の認定については、地域における将来的な保育需要の予想に基づき行う必要があるとの回答であるが、保育所から有期認定を要さない新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合との取扱いに齟齬がある。
- ・また、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向け各市町村は26年度に保育等のニーズ調査を行い、5箇年にわたる需給計画を策定することから、有期認定とする必要はない（保育ニーズのピークは平成29年度と言われており、この時点で待機児童がなければ、将来的に待機児童が発生することは少ない。また、認定こども園の設置者は認定こども園を廃止することが可能。）

08 文部科学省 構造改革特区第24次 再検討要請

| | | | | |
|---------------|-------------------------------|----------|---|--|
| 管理コード | 080050 | プロジェクト名 | 「公立：幼保連携型認定こども園」運営を包括的民間委託による先進的幼児教育・保育、親育の充実特区 | |
| 要望事項 (事項名) | 公立学校運営の民間への開放(公設 設民営学校の解禁) | 都道府県 | 北海道 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1033010 | |
| 提案主体名 | 安平町 | | | |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 | | |
| 該当法令等 | 改正就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供に関する法律(認定こども園法)第26条 学校教育法5条 | | |
| 制度の現状 | 学校教育法5条により、学校の設置者がその設置する学校を管理することとされており、同条を準用する改正認定こども園法第26条に基づき、公立幼保連携型認定こども園の運営についても設置者たる地方公共団体が運営をすることとされている。 | | |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>公立幼稚園は学校教育法第5条により、法制的に包括的民間委託はできないこととされているが、地域の実情に合わせて公立幼稚園の運営形態を多様な選択肢の中から選ぶことができるようにする。具体的には、公立幼保連携型認定こども園の管理・運営を包括的に民間委託することを可能にする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>◎経緯・提案理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安平町は平成18年3月に旧早来町と旧追分町が合併 ・新町まちづくり計画において、旧早来町のへき地保育所3園を統合、児童館を併設した児童福祉複合施設を建設、平成22年4月に幼保連携型認定こども園開設 ・「安平町臨時職員の任用期間延長による子育て環境の充実特区」認定を受け、平成23年度から保育士等の安定的な確保を図るが、常勤的臨時職員の正規職員化の指導を受けるが、財政難を理由に合併し、計画的に職員を削減しているため、正規職員化が困難な状況。 ・へき地保育所から移行した保育士のため、幼稚園教育の質の向上改善に時間を要している ・子ども園の民営化を検討 ・地域性から、官民協働による公設民営の運営検討 ・公設民営化は公私協力学校等の制度により実施するとされてきたが、私学助成が非該当のため町の負担が重く困難 <p>◎具体的内容：</p> <p>認定こども園運営を包括的に民間委託することが最良の方法と考える</p> <p>◎スケジュール：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の教育・保育理念、運営条件等を明示し、協働運営できる法人等を公募 |

・平成25年度中に選定、平成26年度で引き継ぎ、平成27年4月1日から公設民営(包括的民間委託)による幼保連携型認定こども園として事業を実施

◎事業効果:

民間の参入により地域活性化、就学前教育・保育を充実、行財政のスリム化、公設民営による認定こども園の増加期待

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | D | 措置の内容 | I |
|--|-------|---|-------|---|
| 改正認定こども園法(平成27年施行予定)34条では「公私連携幼保連携型認定こども園」が定められている。これは、教育・保育の質等を確保しつつ、活力ある民間法人が幼保連携型認定こども園の運営を行うことを期待して、市町村と民間法人とが協定を結ぶことによって、市町村がその運営に一定の責任を果たすというものである。既存施設をこの施設類型に移行させることで、御提案のような仕組みをとることができると考えられる。なお、この場合の運営費については、施設型給付(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)の対象となる。 | | | | |

○再検討要請

| |
|--|
| 再検討要請 |
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再検討よろしくお願ひいたします。 |
| 提案主体からの意見 |
| 改正認定こども園法(平成27年施行予定)34条による「公私連携幼保連携型認定こども園」に移行させることで提案の内容について対応可能とのご回答であるが、改正認定こども園法が施行になるまでは、この類型への移行ができないのではないかと。 指定法人の公募、指定法人との協議をしていくには、平成27年4月1日から公私連携幼保連携型認定こども園へ確実に移行できることが必要と考えるので、4月1日時点で法律が未施行であっても新制度を先取りして公私連携幼保連携型認定こども園へ移行ができる特区を提案したい。 |

08 文部科学省 構造改革特区第24次 再検討要請

| | | | | |
|---------------|-------------------------|----------|---|--|
| 管理コード | 080060 | プロジェクト名 | 「公立：幼保連携型認定こども園」運営を包括的民間委託による先進的幼児教育・保育、親育の充実特区 | |
| 要望事項 (事項名) | 認定こども園における職員配置及び資格基準の緩和 | 都道府県 | 北海道 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1033020 | |
| 提案主体名 | 安平町 | | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 厚生労働省 |
| 該当法令等 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準第二及び第三 |
| 制度の現状 | 認定こども園には保育に従事する者と学級担任をおくこととされており、前者は保育士資格、後者は幼稚園教諭免許を有する者でなければならないとされている。 |

| | |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容 | <p>発達障害グレーゾーンの子どもに対する早期発見、早期療育を図るため、臨床発達心理士等の専門的知識を持った者が、子どもの育ちに関する知識・技術を持ち、かつ、意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる場合は、認定こども園における職員配置及び資格基準における保育士もしくは幼稚園教諭とみなすことを可能とする。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>【提案の理由】</p> <p>発達障害グレーゾーンの子どもが増加傾向にある一方、子どもの発達について学術的、医学的根拠に基づく指導を施すことのできる臨床発達心理士、言語聴覚士、作業療法士などの専門職(以下「専門職」という)は不足しており、増加するニーズに対応できていない。</p> <p>地方においては、小児発達専門の医療機関を受診することも困難な状況であり、そのような状況下では、地域での早期発見、早期療育の観点から、就学前保育・教育の現場における指導、経過観察が重要であると認識している。</p> <p>当町においても、町内の認定こども園において対応を検討しているが、職員配置基準により、専門職は保育士等とは別に加配しなければならないため、小規模な自治体では財政的に配置が難しく、子どもや保護者のニーズに合わせた支援が行うことが困難であり、また、現場の保育士も専門的な知識が浅いため、対応に苦慮している。</p> <p>【求める措置】</p> <p>現行の保育所における保育士の配置基準では、看護師を1名に限って保育士とみなすことができる経過措置が設けられていることに習い、認定こども園における職員配置基準において、専門職を一定の割合で保育士もしくは幼稚園教諭とみなすことができることとしたい。</p> |

【事業効果】

専門職が「特別支援教育コーディネーター」の役割を担うことができると共に、虐待防止も含めた「親育」の充実が期待できる。

【代替措置】

子どもへの教育・保育の質を担保するため、専門職は保育業務に関する研修を受けてから配置することや、採用から一定期間(5年程度)を目処に幼稚園教員免許や保育士の資格を取得することを条件とするなどの措置を設ける。

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | Ⅲ |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>乳児 6 人以上を入所させる保育所において、看護師等を 1 人に限って保育士とみなすことができるのは、乳児保育の一般化にとまなう経過措置として実施されているものであり、本来は保育士によって配置基準を満たすべきものである。</p> <p>認定こども園においても、保育の質を確保するうえで保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格をもった保育士により保育が行われるべきである。</p> <p>また、認定こども園においては、3歳以上の園児の共通利用時間に、学級担任のもと学級を編制することとされており、幼稚園と同様の教育を行う場合には、当該学級担任は幼稚園における教諭と同様、教育職員として教育についての高い専門的知識・能力を有することが必要とされていることから、その資格要件として幼稚園教諭免許状は必須である。</p> | | | | |

○再検討要請

| 再検討要請 |
|--|
| <p>右提案主体からの意見を踏まえ、再検討よろしく願いいたします。</p> |
| 提案主体からの意見 |
| <p>本提案の趣旨は、発達心配な子どもが増加する一方で、小児発達の専門職が少なく必要な支援が受けられないという現状の解消により、すべての子どもに暮らしている地域での健やかな育ちを保障することであって、早期発見・早期療育を行うことに関する国及び地方自治体の責務を明らかにした発達障害者支援法の趣旨とも通じるものである。</p> <p>本来、保育士及び幼稚園教諭の資格を持った職員が保育にあたるべきであるという貴省の見解に異論はないが、上記の状態が顕著な地域において、教育・保育の質の維持を図るための所要の措置を講じながら、一定の割合で保育士等の資格基準を特区で緩和することにより、弊害なくミスマッチの解消に繋がる。</p> |

08 文部科学省 構造改革特区第24次 再検討要請

| | | | |
|---------------|--------------|----------|---------|
| 管理コード | 080070 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 大学獣医学部の設置の認可 | 都道府県 | 愛媛県 |
| | | 提案事項管理番号 | 1041010 |
| 提案主体名 | 愛媛県、今治市 | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 |
| 該当法令等 | 平成15年3月31日文部科学省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」 |
| 制度の現状 | 現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。 |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>●具体的事業の実施内容</p> <p>四国(愛媛県今治新都市)に新しい大学獣医学部を設置し、四国全域の獣医療技術レベル向上はもとより、グローバル時代に対応した新世代の獣医師養成拠点を構築する。</p> <p>●提案理由</p> <p>◎口蹄疫、鳥インフルエンザ等の感染症対策の初動として、国際獣疫事務局(OIE)は地区割での防御態勢構築を求めているが、こうした危機管理事象の発生を想定した場合、四国ゾーンだけがその学術的支援拠点となるべき大学獣医学部がなく、大きなリスクを抱えている。新しい大学は、県境や自治体の垣根を越えた広域的拠点となる。また、四国地域の動物2次診療拠点や、現役獣医師の卒後臨床研修拠点ともなる。</p> <p>◎世界の漁業が捕獲漁業から養殖漁業へと飛躍的に移行する中、獣医師が携わる高度魚病対策のニーズは増大している。海面養殖業生産が全国1位で魚病に関する知見が豊富である愛媛県の地域特性を活かして、新しい大学は、地域の養殖産業のみならず、世界の養殖産業にも貢献できる。</p> <p>◎TPP時代における日本の食の安全確保を考えたとき、アジア各国の獣医療レベルの向上が喫緊の課題であり、国際水準の獣医師養成を行う新しい大学は、四国はもとより、アジア地域への高度人材供給にも寄与できる。</p> <p>◎持続的経済成長戦略のキーとなる規制緩和と新規経済成長産業の開発・育成を考えると、IPS細胞に代表されるライフサイエンス産業を支える獣医師の育成が不可欠である。特に、動物個体を理解し、獣医学の知見を背景にライフサイエンス分野で活躍できる人材や優秀な研究者、大学教員の養成が急務である。これに新しい大学が対応することで、地域における同分野の発展にも寄与する。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | F | 措置の内容 | Ⅲ |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、本年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところです。</p> <p>本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国の見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言されました。今後は、本提言を踏まえつつ、獣医学教育の改善・充実方策について、入学定員の在り方を含め、更なる検討を行う予定です(平成25年度中を目処に速やかに検討)。</p> | | | | |

○再検討要請

| | |
|-----------|--|
| 再検討要請 | |
| 提案主体からの意見 | |

08 文部科学省 構造改革特区第24次 再検討要請

| | | | | |
|---------------|------------------|----------|---------|--|
| 管理コード | 080080 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 生涯学習審議会の設置自治体の緩和 | 都道府県 | 長野県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1047040 | |
| 提案主体名 | 富士見町 | | | |

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 文部科学省 | | |
| 該当法令等 | 生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条 | | |
| 制度の現状 | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条においては、都道府県生涯学習審議会の設置について規定しているが、市町村において生涯学習審議会を設けることを妨げるものではない。 | | |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条に基づく設置対象に特定自治体に対する設置の特例を求める。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | 自治体はIターン、Uターンを促進させることで新たな地域活性化を計画しているが、それらの新規移住住民の定住化のためには、以前から住んでいる旧住民との融和が肝要となる。融和对策としては種々の方法があるが、持続可能な対策としては、新旧住民が世代を超えて定常的に直接コミュニケーションが可能となるシステムが必要といえる。加えて、住民全体が一つの目標を持つことによって、より住民間の連帯感と絆、共感等が生まれ、地域活性化に不可欠な「地域人」の育成が期待できる。それを可能とするものが、中央教育審議会でも公表されているとおり、「生涯学習」と位置付けられる。生涯学習が、目指す「生涯にわたる学習」を具現化するために、従前の生涯学習に不足しがちな就園就学前の低年齢層から児童、生徒、社会人、高齢者等、全ての年代における主体的継続的な参画を実現するために、「環境」などを軸とした「環境生涯学習」を導入を企図するものである。地域の環境を学ぶことは地域を学ぶことであり、次の地域人の育成に最適のテーマであると考え。また地域の環境という住民共通のテーマは学習者にとっては、学びの意味と意義を理解しやすく、環境学習を通して、異世代間や新旧住民の自然な交流が生まれやすい。また自治体内には廃校となった小学校をエコ改修する予定があり、生涯学習施設は準備可能である。このような状況の中で、先例となる事例を検討した当該審議会は見当たらないため、自治体が目指す環境生涯学習を具体的に実現するためには、自治体に特化した生涯学習審議会の設置による検討が不可欠であるため。 |

○各府省庁からの提案に対する回答

| | | | | |
|----------|-------|---|-------|---|
| 提案に対する回答 | 措置の分類 | E | 措置の内容 | I |
|----------|-------|---|-------|---|

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第十条においては、都道府県生涯学習審議会の設置について規定しているが、市町村において生涯学習審議会を設けることを妨げるものではないため、要望のあった「自治体に特化した生涯学習審議会の設置」は現行制度上も可能である。

○再検討要請

再検討要請

提案主体からの意見